

第10号議案

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例制定の件

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例を次のように定める。

平成21年12月13日提出

京都地方税機構
広域連合長 山田 啓二

京都地方税機構滞納処分及びこれに関連する事務の処理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、京都地方税機構（以下「広域連合」という。）が行う京都地方税機構規約第4条第1号の事務の処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の根拠)

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）に基づき京都府又は京都市を除く京都府内市町村（以下「市町村」という。）が賦課した地方税に係る滞納事案及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき市町村が保険者として賦課した国民健康保険料に係る滞納事案のうち、京都府及び市町村（以下「構成団体」という。）が広域連合への移管手続を行った事案（以下「移管事案」という。）に係る滞納処分及びこれに関連する事務については、法及び国民健康保険法その他の法令の定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(徴税吏員の権限の委任等)

第3条 広域連合長は、法第1条第1項第3号に規定する徴税吏員の職務のうち、移管事案に係る滞納処分及びそのための質問、検査又は搜索その他徴収に関する職務を広域連合の職員に委任するものとする。

2 徴税吏員は、前項の職務を行う場合においては、徴税吏員であることを証する証票を携帯しなければならない。

3 徴税吏員の身分を示す証票は、規則で定める。

(移管の手続)

第4条 構成団体の長は、滞納事案を広域連合に移管したときは、規則で定めるところにより、広域連合長に移管に係る通知を行うものとする。

2 広域連合長は、前項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、構成団体の長

へその旨報告するものとする。

(事案の処理状況に係る報告等)

第5条 広域連合長は、定期的に、移管事案の処理状況について、規則で定めるところにより構成団体の長に報告を行うものとする。

2 構成団体の長は、移管事案の処理状況について必要があるときは、広域連合長に対して報告を求めることができる。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。